

運転免許センター等における更新時講習業務委託を受けようとする法人に対する埼玉県公安委員会の認定審査について

1 概要

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号の規定による更新時講習については、法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条の3の規定により、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると埼玉県公安委員会が認める法人に業務委託しています。

そのため、別途行われる「令和6年度、運転免許センター等における更新時講習の業務委託」に伴う一般競争入札では、入札希望者は入札前に、あらかじめ所定の審査を受け、上記のとおり、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するという埼玉県公安委員会の認定を受ける必要があります。

なお、審査を受けられるのは、法人格を有するものであれば、その種類を問わず、株式会社等の会社のほか、一般社団法人又は一般財団法人、特殊法人、非営利法人（NPO法人）、市町村等の地方公共団体も含まれます。

2 業務委託の内容

運転免許センター等における更新時講習の業務委託内容は次のとおり

- (1) 講習を受けようとする者に対する受付に関する事務
- (2) 講習の実施
- (3) 講習受講票の取り扱いに関する事務
- (4) 運転免許証の交付場所の説明及び各種案内等

3 公安委員会の認定基準及び認定審査手続

- (1) 認定基準
別添1のとおり。
- (2) 認定審査手続
別添2のとおり。
- (3) 認定審査の流れ
下図のとおり

[認定審査を受けようとする者]

[運転免許課]

[公安委員会]

- ・業務委託内容等について、担当から説明受け(要予約)
- ・申請書類等の準備



- ・審査(書類、実技)
- ・その他(教材等)



認定可否
決定

《書類等提出》

《審査結果報告》



審査結果の通知

別添 1

運転免許センター等における更新時講習業務委託に係る埼玉県 公安委員会が認める法人の認定基準

更新時講習業務の委託に関し、規則第38条の3の規定に基づく埼玉県公安委員会が認める法人の認定基準について次のとおり定める。

更新時講習業務（以下「講習業務」という。）の委託を受ける法人は、次に掲げる全ての要件に適合していること。

- 1 法人の役員等（取締役等の役員又はこれらに準ずる者及び法人の支店若しくは常時契約を締結する事務所代表者も含む。）は、次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑若しくは飲酒運転や無免許運転等別途指定する悪質な法令違反により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (7) 法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - (8) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

- (9) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (10) 心身の障害により、職務を正常に行うことができない者

2 組織

- (1) 埼玉県内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (2) 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められる法人ではないこと。
- (3) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない法人であること。
- (4) 個人情報情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等、個人情報に関する内部規定が定められている法人であること。
- (5) 講習業務に従事する者に、急な欠員や欠勤が生じた場合、その補填が速やかにできる等、講習業務を適正かつ継続的に実施することが可能な法人であること。

なお、次の体制が確保できること。

- 講習指導員は22名以上
- 講習業務の適正な運用を図るための講習補助者は10名以上

- (6) 業務の実施にあたり、講習指導員の要件を満たす職員を業務履行場所に配置できる法人であること。

なお、ここでいう講習指導員は、前記1の(1)から(10)までのいずれにも該当しない者であり、かつ別添資格要件を備える者であること。

- (7) 講習業務に従事する者を適正に管理する能力を有する者として、道路の交通に関する業務における管理的若しくは監督的地位に3年以上の経験を有する者又は自動車等の安全運転に関する業務について必要な知識及び経験を有する者がおり、かつ、同人を業務責任者として選任することができる法人であること。

なお、ここでいう業務責任者とは、前記1の(1)から(10)までのいずれにも該当しない者であること。

- (8) トラブル及び苦情処理への対応が整備されていること。
- (9) 講習指導員に対する教育能力を高めるための定期的な指導教育や研修会等による教育体制が整備されていること。

3 設備等

運転免許センター及び指定された施設を使用して、規則第38条第11項第1

号の表中第2欄の講習事項による第3欄に規定する講習方法による教本、視聴覚機材等の教材を準備できる法人であること。

4 経理的基礎

- (1) 現に法人税、地方税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない法人であること。
- (2) 1年以上の営業実績を有している法人であること。

別添 2

運転免許センター等における更新時講習業務委託に係る埼玉県 公安委員会が認める法人の認定審査手続き

更新時講習業務の受託を希望し、認定審査申請をする法人に対し、あらかじめ講習業務の担当職員が業務内容及び審査方法等について説明（対面による方法）を行います。

その説明を聞いて、十分理解された上で、認定審査申請書等、所定書類を提出してください。

なお、この説明を受けないと認定審査申請が出来ないというものではありません。説明を受けるか否かは、認定審査申請をされる法人の任意です。

1 業務委託内容等の説明

業務委託内容等の説明は、予約により行います。

(1) 予約方法等

予約は、電話により受け付けます。

ア 予約受付期間

令和6年2月5日（月）から令和6年2月26日（月）までの間

イ 予約受付曜日及び時間帯

月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（ただし、祝日を除く。）

ウ 予約先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課講習係

電話 048-543-2001（内線239）

音声ガイダンスに従い、「直接職員とお話をしたい」に進み、上記内線番号を伝えてください。

(2) 説明実施日

令和6年2月6日（火）から令和6年2月27日（火）までの間において別途指定した日時を予定

2 認定審査申請書等の提出

埼玉県公安委員会の認定審査を受けようとする法人は、認定審査申請書（別記様式第1号）に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

なお、提出された書類の返却は一切できませんので、あらかじめご承知ください。

- (1) 定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）又はこれに準ずるもの
- (3) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損防止等、個人情報に関する内部規定
- (4) 役員等名簿（別記様式第2号）
- (5) 役員等全員に係る次に掲げる書類
 - ア 「役員等」の本籍地を管轄する市町村等が発行する身分証明書
 - イ 医師の診断書（別記様式第3号）
 - ウ 誓約書（運転免許センター等における更新時講習業務委託に係る埼玉県公安委員会が認める法人の認定基準の1の(1)から(10)までに該当しない旨のもの。別添記載例参照）
 - エ 運転記録証明書（自動車安全運転センターが発行するもの）
 - オ 住民票の写し（個人番号の記載のないもので、登記事項証明書に役員として記載のある者を除く。）
- (6) 業務責任者として従事させようとする者に係る次に掲げる書類
 - ア 履歴書
 - イ 道路の交通に関する業務における管理的若しくは監督的地位に3年以上の経験を有する者又は自動車等の安全運転に関する業務について必要な知識及び経験を有する者を証明する書類
- (7) 講習業務に従事させようとする者に係る次に掲げる書類
 - ア 従事者名簿（別記様式第4号）
- (8) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を納付していることを証明する書類の写し
- (9) 講習指導員に対する指導教育計画又は研修会実施結果等、教育体制が整備されていることを明らかにした書類
- (10) 講習に使用する設備等が、規則第38条第11項第1号の表中第2欄の講習事項による第3欄に規定する講習に必要なものであることを明らかにした書類
 - ア 教材の種類と内容を明らかにした書類
 - イ 視聴覚器材の種類と台数等を明らかにした書類

(11) 前年度の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分計算書）の写し

(12) トラブル対応及び苦情処理への対応に係る次に掲げる書類

ア トラブル対応及び苦情処理マニュアル

イ 最近1年間のトラブル対応及び苦情処理研修の実績

(13) 前記書類のほか、別途指定する書類

3 提出書類の内容に変更が生じた場合の措置

認定審査申請書等の提出時から運転免許センター等における更新時講習業務委託の契約締結までの間において、役員の変更等で前記2に掲記した提出書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに運転免許課講習係に連絡してください。

変更内容により、別途指定する書類を提出していただくことがあります。

4 書類の提出期限等

(1) 提出期限

令和6年5月8日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 持参による受付時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（ただし、祝日を除く。）

(3) 提出先

〒365-8501

鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課講習係

電話 048-543-2001（内線239）

5 実技の審査

講習指導員が、必要な知識及び技能を有しているか否かを確認するため、実技の審査を行う場合があります。

6 認定審査結果の通知

認定審査結果は、別途郵送する「認定審査結果通知書」により通知します。

7 認定された場合の有効期限

別途行われる「令和6年度、運転免許センター等における更新時講習の業務委託」に伴う一般競争入札に限り、有効なものとしします。

8 講習指導員確認申請の受付

講習指導員が、認定基準の2(5)に掲記した人員に満たない場合は、運転免許センター等における更新時講習業務委託を希望し、埼玉県公安委員会の確認申請をする法人に限って、関係する講習指導員の確認申請を受け付けます。

(1) 講習指導員の資格要件等

ア 資格要件

別添資格要件のとおり

イ 提出書類

講習指導員資格要件審査申請書（運転者等に関する規定（平成29年埼玉県公安委員会規定第6号）別記様式第29号）

(2) 申請書の受付期限等

ア 受付期限

令和6年4月25日（木）午後5時まで

イ 受付曜日、時間及び提出先

法人の認定審査申請手続きに同じ

役員等名簿

(ふりがな) 法人名称				
所在地				
番号	役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
1			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

注意事項

- 1 番号1の欄には代表者について記載すること。
- 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ添付すること。
- 3 法人名称、氏名にはふりがなを記載すること。

診 断 書

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日生

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しない旨
- 2 精神機能の障害により、委託業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨

を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

従事者名簿

(ふりがな) 法人名称				
所在地				
番号	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所	指導員・補助者別
1		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

注意事項

- 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ添付すること。
- 2 法人名称、氏名にはふりがなを記載すること。

別添資格要件

更新時講習の指導員の資格要件

1 更新時講習の指導員は、次の各項に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない。

イ 自動車の運転に関し、自動車運転死傷処罰法第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（アに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない。

(2) 次のいずれにも該当すること。

ア 25歳以上である。

イ 普通自動車の運転をすることができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）を現に受けている。

ウ 交通関係法令及び交通安全に関する業務について、相当の知識及び経験を有する。

講習指導員資格要件審査申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所

氏 名

（ 年 月 日生）

上記の者の講習指導員としての資格要件を審査されたく申請します。

運転免許証番号 免許の種類別	第 号
過去2年以内における 前科・前歴	有（ ） 無
添付書類	
備 考	

誓 約 書

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑若しくは飲酒運転や無免許運転等別途指定する悪質な法令違反により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用していると認められる者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 7 法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- 8 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 9 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 10 心身の障害により、職務を正常に行うことができない者

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名